

令和7年5月12日

亀岡市議会議長 小川 克己 様

亀岡市議会議会運営委員長 平本 英久

委員会調査報告書

当委員会で調査した事件の結果について、亀岡市議会会議規則第110条の規定により下記のとおり報告します。

記

- 1 派遣期間 令和7年4月23日（水）～24日（木）
- 2 派遣場所 広島県広島市、広島県東広島市、香川県三豊市
- 3 調査項目 インターネット中継による手話通訳の同時配信について
一般質問・代表質問を政策提言に結び付ける取組みについて
議会ハラスメント防止条例について
- 4 派遣議員 平本英久、松山雅行、小林 仁、富谷加都子、三上 泉
木村 勲、福井英昭、（議長：小川克己）
- 5 概 要 別紙のとおり

視 察 概 要

◎令和7年4月23日（水）

視 察 先 広島県広島市議会

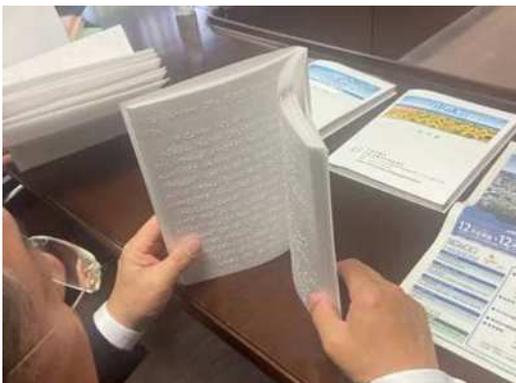
視察時間 午前10時～午前11時30分

調査項目 インターネット中継による手話通訳の同時配信について

説 明 者 末友圭介市政調査担当部長（挨拶後退席）

鉄井誠之議会事務局秘書広報室長

視察の様子



行政視察調査シート

視 察 場 所	広島県広島市議会
調 査 項 目	インターネット中継による手話通訳の同時配信について
視 察 の 目 的	広島市議会は、各種団体からの要望や平成28年度に障害者差別解消法が施行されたことなどから、インターネット中継による手話通訳の同時配信を行われている。本市議会においても、その先進的な取組事例を学ぶことにより、住民参画の取組として、情報のバリアフリー化や開かれた議会、議会改革の向上につなげる。
施 策 等 の 概 要	<p>実施方法</p> <ul style="list-style-type: none"> ・本会議中継のカメラ操作等を行うビデオ編集室で撮影している映像を、本会議の中継映像上にワイプ画面に挿入し配信 ・インターネット中継に係る手話通訳は本会議のみ実施 <p>実施体制</p> <p>市議会事務局で直接雇用はされておらず、手話通訳実施業務の契約先に手話通訳士の派遣を依頼されている。1日会議をした場合は、午前2人、午後2人の計4人。2人1組の交代制で実施されている。</p>
考 察	<p>○手話通訳のネット配信に至った経緯は本市での導入理由と全く同様である。議会活動や市政に対して等しく多くの方に関心を持って頂く上で出来る限り、バリアフリー化に向け取り組みたいと考える。しかしながら通訳いただく人材確保が現段階では大変困難であること、ランニングコストが多額であることなど多くの懸案があり、導入に向けては慎重に調査・研究を行うべきであると考えている。</p> <p>○導入経緯としては、平成27年度に広島市中途失聴・難聴者協会から議会生中継でのリアルタイム字幕対応の要望があった。平成28年度には障害者差別解消法の施行もあったことから、導入について検討された。その結果、生中継での字幕対応は正確に文字化することが困難であると判断されたため、平成28年度から手話通訳で対応することになったが、現在、時代とともに技術も進歩し字幕表示も検討中であるとのこと。</p> <p>○手話通訳のワイプ表示に係る初期費用としては、手話通訳中継用スタジオ設営業務211,680円(平成28年度)内容:スピーカー・照明の設置、既存カメラの議会中継システムへの接続調整費など。維持費用としては、手話通訳実施業務635,</p>

	<p>010円(令和5年度)691, 565円(令和6年度)内容:手話通訳士の派遣など。派遣費用は、1時間あたり1人5,000円。導入前後の視聴者数の推移は、平成28年10月に行ったインターネット配信システムの更新に伴い、視聴件数の集計方法に変更が生じたため、この前後の数値の比較検討が実質不可能となった。よって、手話通訳導入の影響を数値から見ることは難しいとのこと。実施体制は、手話通訳派遣団体に依頼し、現在84名(令和7年4月9日現在)の手話通訳士が登録されている。実施は、本会議のみである。実施時の人数(例:1日会議をした場合)午前2人、午後2人の計4人。2人1組の交代制で実施している。</p> <p>○映像配信の手法は、別室で手話通訳の映像を撮影し、操作などを行うビデオ編集室で本会議の中継映像上にワイプ画面で挿入して配信している。事前に本会議の次第書や議員の読み上げ原稿、答弁書等を入手し、当日の会議開始前に手話通訳士に提示して、大まかに内容を確認してもらった上で実施している。課題としては、開会の遅延や延会等により、予定していた実施時間を超える可能性が出た場合である。予定時間内に終わるのか、どの程度時間が延びるのが見通せない中で、延長分を依頼すべきかの判断と人員確保依頼が、極めて難しいとのこと。</p> <p>○亀岡市議会としても、リアルタイム字幕対応を視野に入れるべきとは考えるが、議会の誤字は許されるものではないことを考慮すると、録画配信においては編集ありきで実施することも可能であるが、3月議会の代表質問・個人質問の文字起こしの遅れ、編集期間、精度、費用を考えると、技術進歩に合わざるを得ないが、前向きに調査・検討をするべきだと考える。</p> <p>○点字の議会だよりについては、必要者に限って配布することはSDGs「誰一人取り残さない」を目指すために、早急に検討する価値があると考え。また、声の議会だよりとの意見もあったが、どのような手法があるのかも含めて、検討すべきと考える。</p> <p>○共生社会を実現する視点から、誰もが本会議をリアルタイムで参加できることは必要であり、本市においては聴覚障がい者が約400人おられると言われる中、早期実現に向け、現場での課題を抽出すべきであると考え。</p> <p>○本市においては、手話通訳職員がおられることが、強みであるが、手話通訳者を派遣することになると、日常生活を支える登録手話通訳者への対応と人数が確保できるのか、まずは現状把握が必要であると考え。</p>
--	---

	<ul style="list-style-type: none"> ○実施方法の説明の中で、事前に原稿の提示が必要であるとのことであったが、原稿がなく通告の内容のみで質問する議員が存在するのか確認する必要があると考える。 ○手話通訳士の派遣を依頼の契約相手方には現在84名の手話通訳士が登録されているが、これは広島県全域を対象として登録がなされているので、これだけの確保が可能だと分かった。 ○最低でも1日4名の手話通訳者が必要であることから、亀岡市独自で計画・実施することは現時点では困難である。 ○別室で撮影し、ワイプで入れ込む方式でないと、質問者と理事者のそばについてその場でやることは難しい。それ以外だと3月議会でしたような傍聴者に対する傍聴席での手話通訳しかできない。施設設備がさらに必要である。 ○直前に質問通告書や答弁原稿をわたしてチェックしてもらうことになる。答弁原稿が議会より先に知らされることの是非は考えるところである。 ○利用者からも、手話通訳よりも字幕を入れてほしいという声の方が多いいということが、実施している市の市民から寄せられていることは気に留めておく必要がある。 ○手話通訳連盟と1時間5,000円で契約されている。 ○本会議での原稿を議会側、理事者側ともに、事前に手話通訳者に見せねばならず、実際に可能かどうか。実施したとして、行政用語や言い回しなど、相当な専門性と慣れを必要とするということであった。 ○広島市議会では、手話同時通訳に力を入れ、中継画面にワイプを挿入しているが、どちらかという字幕の表示ができないかという側面で行き詰まっているように感じた。 ○YouTubeでの同時字幕表示を一般的にみてもらい、正式な議事録としては扱っていない。正式な動画には、ワイプも字幕も入らない形で残している。 ○議会だよりについては、音声版(CDやテープ)、点字版など工夫されていた。 ○本市議会は、市民に「さらなる開かれた市議会」を目指し取り組んでいる。障がいや議会への関心の有無に関わらず、議会での議論や表決など、市民に対してしっかりと議会情報を伝えていかなければならない。現状では、聴覚障がいのある方に対し、希望があれば手話通訳に対応しているが、広島市議会では本会議のみだが、午前2名午後2名体制でインターネット中継による手話通訳の同時配信に対応されていた。手話通訳士は広島県手話通訳派遣委員会と契約されており、登録者数は84名であった。本市ではそれだけの通訳士の確保が課題と感じた。説明
--	--

行政視察調査シート

	<p>で手話通訳の課題として手話通訳が分からない方の配慮として字幕を入れてほしいとの要望もあると伺った。</p>
<p>委員意見等</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ワイプでの手話通訳配信については多くの課題があり、手法として手話通訳の同時配信が望ましいのか字幕を同時に活用した方が良いのか検討したいと考える。 ○リアルタイムでの字幕では、専門用語や地域名、特殊な文字への対応、反訳の精度等が問題になる。 ○誤解を与えないようにしなければならないと考えると、導入に当たっては慎重に検討すべきだと考える。 ○広島市の実施状況と事務局の運用状況を考えると、本市の場合、手話通訳士の数が少数であり安定して運用するには人材確保がかなり課題であると考えます。 ○広島市においても字幕入れの導入を視野に現在検討をされている。耳にハンデがある方もそうでない方も字幕入れを映像に入る事で視聴者にとっては、優しい映像配信になるのではないかと考える。 ○今回の行政視察の大きな目的として、情報のバリアフリー化を挙げており、ライブ中継時の視聴件数が増えることは大切であるが、その効果以上に、聴覚障がい者をはじめ、視覚障がい者、子育て中の方、高齢者の方に配慮し、誰もが視聴しやすい環境を整えることに重点を置くべきであると考えます。 ○点字版の議会だよりに好感をもった。経費が高いことが、難点であるが、本市議会としても、視覚障がい者へ議会情報を共有する手法を進めるべきであると考えます。 ○亀岡市で手話通訳者をもう少し増やす努力をすることは、議会展中継だけでなく、市民サービスにも効果があるので、積極的な任用・採用、委託などを進めることが望ましい。同時に、亀岡市だけで確保することは、日々の生活の支援に必要な手話通訳サービスに影響が出てしまうので、広島市、広島県のように、京都府レベルで連携していくことが必要だと考える。 ○いずれにせよ、当事者の声をよく聴いて、何が一番求められていて、どんな方法が効果的なのかを検討する余地がある。技術進歩は目まぐるしいので、字幕を入れたライブ中継が可能になる日はそう遠くないかもしれない。 ○広報部会活動の視点から、音の議会だよりなどを質問し、点字の議会だよりを初めて見せてもらった。大きな都市故に需要もあるのだと思うが、大変興味深かった。 ○既成の手話通訳の申し込みのしくみを、気軽に使ってもらえるようにしながら、聴覚や視覚に障がいのある方への議会広報の在り方を進めていきたい。

行政視察調査シート

	<ul style="list-style-type: none">○本市では、手話通訳の人員不足と費用面でも厳しい現状があり、映像画面で字幕の同時通訳の契約ができないか検討するのが費用的にも良いのではないかと考える。○点字の議会だよりを見せて頂いたが、1部1万円と聞いて、本市では導入が難しいと思ったが感動した。○視察させて頂いて、亀岡市議会としては、本当に手話通訳が恒常的に必要なかどうか。という点について改めて考えさせられた。現行の要望があれば対応するという方法で十分ではないのか。実際、手話でどこまで内容が伝わるものなのか定かではなく、今後ますます発展を遂げるであろう同時字幕表示などを考慮していくことを考えていく方がよいように思った。○議会だよりの音声版は、作成可能かもしれないが、点字版については、1ページが単価600円ということもあり、即対応可能とは思えない。○手話通訳が行われている別室の編集室も見学させていただき、大変参考になった。亀岡市議会を手話通訳を取り入れるためには、手話通訳士の確保が課題だと感じた。これからも希望があれば手話通訳を取り入れたいと思うが、中継での字幕表示を入れるということもできれば、手話が分かりにくい方にもよいかもしれない。関連して広島市議会だよりの点字版を拝見したがとても先進的で感動した。
--	--

視 察 概 要

◎令和7年4月23日（水）

視 察 先 広島県東広島市

視察時間 午後3時～午後4時30分

調査項目 一般質問・代表質問を政策提言に結び付ける取組みについて

説 明 者 石原賢治議会運営委員会委員長

佐川聖子事務局次長、三原博道局長補佐兼議事係長

丸岡功宗局長補佐兼庶務係長、下森啓巧主任、岡本紗季主任

視察の様子



行政視察調査シート

視 察 場 所	広島県東広島市議会
調 査 項 目	一般質問・代表質問を政策提言に結び付ける取組について
視 察 の 目 的	東広島市議会は、議会の政策提言機能の強化の一環として、一般質問または代表質問で行われた議員個々の政策提言を議会全体としての政策提言に結び付ける取組を実施されており、その先進的な事例を学び、政策力の強化などを旨とする本市議会のさらなる改革に向けた参考とする。
施 策 等 の 概 要	<p>質問の内容からテーマを選定し、当該テーマについて、全議員による討議、常任委員会での協議または調査研究を実施した後、必要に応じて提言（決議）を行う。</p> <p>提言までの流れ</p> <ol style="list-style-type: none"> ①一般質問終了後、自薦・他薦によりテーマを議会運営委員会に提出 ②議会運営委員会で、テーマを選定した後、提案の内容を確認し、取扱いを協議 ③全員協議会または常任委員会で協議 ④議会運営委員会での協議を経て議案（決議）を提出 ⑤定例会において議決
考 察	<ul style="list-style-type: none"> ○一般質問から提言（決議）を行うとのことであるが、本市議会では、これまで常任委員会や特別委員会、政策研究会として、概ね1年間の調査・研究の結果を踏まえて政策提言を行ってきたことを考えると大変興味深い。 ○一般質問から提言へ結びつけるために、それぞれ個人質問の質や精度が向上するという点においては、効果が期待できると考える。 ○提言のみであれば良いと思うが、決議となると、議会事務局にも相当の負担が増えるとともに議会運営も煩雑にならざるを得ないのではないかと考察する。 ○令和5年6月に議長から議会運営委員会へ「一般質問等を政策提言に結び付ける取組」の構築について諮問され、大分県中津市、大阪府岸和田市などへ視察されるとともに12回にわたる協議を経て取組を進めることを決定された。目的としては、議会の政策提言機能の強化の一環として、個人質問または代表質問で行われた議員個々の政策提言を議会全体としての政策提言に結びつけることで、市民の負託に的確に応え、東広島市の豊かなまちづくりの実現に寄与させるためであった。 ○取組状況については、4回の定例会のうち、第2回と第3回の

	<p>み実施している。現在は、第1回と4回も取組実施を協議中であるとのこと。</p> <p>○手法としては、議会運営委員会にて議員の提案内容の完成度をチェックし、完成度の高い項目については全員協議会で、もう少し調査が必要な項目については常任委員会に付託する。</p> <p>○取組結果としては、「ユニバーサルデザインに配慮したトイレの環境整備に関する決議」と「耕作放棄地など不作付地の有効活用と拡大防止に関する決議」の2件の実績がある。採決結果は賛成多数であったり、賛否が均衡しているとの事である。</p> <p>○政策提言の主旨として次のことが考えられる。</p> <p>①一般質問を質問に終わらせず、議会として政策立案能力と発信力を高める。</p> <p>②質問内容が議会全体で共有され、政策課題に対する理解が深まる。</p> <p>③議会が主体的に政策を形成し、提言能力が高まる。</p> <p>④政策形成に積極的に関わる姿勢を示すことで、市民の議会への関心や信頼感が向上する。</p> <p>⑤議会が単なるチェック機能ではなく、政策形成の一翼を担うという本来の二元代表制の機能強化となる。</p> <p>○実際に個人の一般質問から、全議員が問題意識を共有し一つのテーマに対して議論を深め、結果として議決に繋げておられるという取組を聞き、議会発信力の向上に資す取組として大いに評価し参考になる取組であった。</p> <p>○本市としては、引き続き様々な他市の取組の調査・研究を重ね、亀岡市議会独自の実施フローを検討すべきと考える。</p> <p>○例えば、一般質問終了後にテーマを選定し、毎定例会ごとでなくても、即決できそうなテーマがある定例会からはじめ、年に一度からでも慎重に審議を深め、最終定例会で議決するという方法から実施するという方法もあると考える。</p> <p>○今までは、特別委員会などで政策提言してきたが、それに加え一般質問の要望が議会総意として政策提言に結びつけば、一般質問にも、良い効果がでると期待できる。</p> <p>○質問者（議員）は、定数30名中、平均して20名程度だということであった。本市のように、毎回ほぼ全員が質問する中で、同じようなアンケートによる抽出・調査・決議作成までの作業を行うのはかなり厳しい面があるのではないかと思う。</p> <p>○この取組が定着して、市民福祉の増進に効果が出るならば、それは素晴らしいことであり、今後を注視したいと思う。</p> <p>○会派を超えた同じものさしでの判断、考察、市長に対する提案の検討がなされることが前提となる。その点では、本市でもで</p>
--	--

	<p>きないことはないと考える。</p> <p>○2回目に行われた「耕作放棄地など不作付地の有効活用と拡大防止に関する決議」の質疑において、決議を採決した際、16:13で賛否が分かれたと説明があり、決議を行うのであれば、議会運営委員会で討論し完成度の高いものにする必要があると感じた。</p> <p>○話を伺って、まず決議を事務事業に対し上げていくこと、また毎定例会で、決議を上げるという前提ではないにせよ、毎回そのつもりで運営されていることに驚いた。各議員の一般質問の内容から、その時に必要なものや重要な問題をブラッシュアップすることは必要なことであるが、決議に対する考え方が私達とは違ったように思う。</p> <p>○決議の乱発は「決議」自体の軽重に関係してくるであろうし、決議しなくても事務事業を発展、継続あるいは縮小することもできるのではないか。</p> <p>○提言内容を取りまとめ、内容の完成度によって全員協議会で扱うか、所管の常任委員会で扱うか判断する。提言を行うことは、質問者にとって自分の主張が具体的・現実的に施策に反映できるという点ではよいと思うが、質問のとりまとめを行う手腕がポイントになると考える。</p>
<p>委員意見等</p>	<p>○今回の提言（決議）については大変参考になるが、議会として決議までを行うにあたっては、その重要性を十分考慮した上で慎重に検討すべきであると考えている。</p> <p>○これまでも各委員会等の会議体で政策提言を行ってきたことを考えると、まずは提言に値する内容の一般質問があった場合は、付託先の委員会を選定、または議長の諮問によって政策研究会を立ち上げ、相当の期間をかけて提言のみを行うことをパイロット的に行うに留めることで良いのではないかと考える。</p> <p>○決議を出すためだけの取組にならないか、数のバランスゲームにならないかということを危惧する。全議員が賛成することで、決議に関しては重たい判断を行政に伝える事になる。そこに行政側にも決議内容や賛否の状況も含めて少しでも腹落ちする形を取るのが市民の付託を受けた議員や議会として必要であると考えている。一方で、個人質問や代表質問で同様の課題意識をもっている議員同士が、会派や所管委員会を越えて調査・研究できる政策研究会の発足を促していき、議会運営委員会で報告と質疑の後に行政へ提言するなど、既に実施している手法を改めて周知する方がよいと考える。</p> <p>○今回の視察で感じた事は、本市議会において実施するためには、慎重な協議が必要であり、すぐに取組として進めるのはや</p>

行政視察調査シート

めた方がよいと考える。もう少し他市の状況などを研究が必要である。

- 一般質問を決議案に落とし込むには、専門的な知識や調整が必要になると考えるが、議会運営委員会、常任委員会の負担が大きく、政策研究会や特別委員会を含めた慎重な調査が必要と考える。
- 政策提言を実現するには、行政との円滑な連携が必要であるが、議会が政策提言を乱発することで執行部と対峙する恐れも考えられる。行政との意見交換などを考慮する場を設けることも考えられるのではないか。
- 自薦他薦によりテーマを選出するとあり、議案を提出するかどうか最終は多数決とのことであったが、議案提出の判断は、全会一致のみすべきと考える。
- 本会議の一般質問が、提案型の質問をする後押しになると考える。
- 一般質問などに取り上げる項目は、特にタイムリーな話題であることから、優先度が高い議題がテーマになりやすく、予算化実現への加速化を進める取組として評価できる。
- どうせ、時間をかけて練り上げるなら、賛否が拮抗するような決議をあげるのは不細工である。アンケートで多数だった質問項目であっても、まずは議運で見通しを持ち、これなら、多少の細部での意見の相違があったとしても、大枠は一致して意見できるのではないかという判断をしてから、抽出の合意をとり、対象となる議員や委員会に調査を依頼すべきだと思う。
- 全国的にも、模索し始めたばかりの取組であり、同様の取組をしている自治体も含めて、今しばらく動向を注視していきたい。意欲的に取り組まれていることに敬意を表したい。
- 調査項目ではないが、本会議の中継に字幕挿入をされていることを知った。まだまだ、不正確な点もあるが、広島市で断念されていることをここでは始められており、これも注目したい。日進月歩で技術が向上していけば、学習機能も高まり変換ミスも少なくなるのではないか。完璧は無理でも、読み手もその辺を了承いただいて読んでもらうことができると思う。
- 本市議会では、議長以外の多くの議員が年間4回一般質問を行うが、議会運営委員会で自薦または他薦でテーマを提出することとなった場合は、常任委員会の中で調査しテーマを絞ったうえで選定する必要があると考える。また、実現性のあるものを選定していくことも大事である。
- 各議員の一般質問の内容から、その時に必要なものや重要な問題をブラッシュアップするという事は必要なことである。私

行政視察調査シート

	<p>の考え方は、同様のものを決議ではなく、意見の集約として理事者側に伝えることに意味があると考えます。また逆に、市民に対しても、議会だよりなどで、各々の議会でどんなことが話題になって、どんな議論がなされてきたのか。何が重要であったのかなどを特集し伝えていくことの方が、実は議員個々の質問内容を掲載するよりも重要なことであり、そのような意味では、一般質問の中からピックアップするという考え方は大切にすべきだとは思う。</p> <p>○議会として、政策提言を行うことは重要だが、議会の一般質問や代表質問から共通の案件を取り上げる手法も委員会や特別委員会の議論の中で案件が出て、調査・研究を行い取り上げる手法もよいと思う。ただし、定例会ごとに案件を出し決議を行うのは現実的には厳しいと思う。</p>
--	---

視 察 概 要

◎令和7年4月24日（木）

視 察 先 香川県三豊市

視察時間 午前10時30分～正午

調査項目 議会ハラスメント防止条例について

説 明 者 詫間政司議会運営委員会委員長、
田中達也議会運営委員会副委員長、
込山文吉議会運営委員会委員、石井勢三議会運営委員会委員
松岡大輔事務局次長

視察の様子



行政視察調査シート

視 察 場 所	香川県三豊市議会
調 査 項 目	議会ハラスメント防止条例について
視 察 の 目 的	三豊市議会では、議員のハラスメントをなくす姿勢を内外に示すため、政治倫理条例とは別に条例を制定されている。本市議会においても、先進事例を学ぶことで、議員のハラスメントに対する意識の向上につなげる。
施策等の概要	<p>特徴的な取組</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 弁護士（市の顧問弁護士以外）または有識者の3人で構成する第三者委員会を設置（調査、助言、提言） ・ 弁明の機会の確保 ・ 議会・議員のハラスメントに対する意識の向上と信頼される議会の実現を目的とした研修会の実施（講師：弁護士）
考 察	<ul style="list-style-type: none"> ○現代の社会情勢を考えるに、ハラスメントになりうる事案が起こる前に条例制定に至った事は大変意義があると考ええる。 ○本条例制定に至るまでに、議会運営委員会をはじめ議会内で調査・研究を行い、議論を深めることは重要であり意義深いと考ええる。 ○有識者を招いてハラスメントについて数多く研修を行うことは自らの意識改革や意識の向上につながり有効であると考ええる。 ○全国市議会議長会からハラスメント防止研修に取り組むよう通知があり、全国的にもハラスメント事例が発生していることから、全議員がハラスメントに対する意識向上を図るために研修を実施された。約18回の協議と研修を実施され制定に至った。制定後は、事案の発生もなく常に全議員がお互いに意識するようになったとのこと。 ○当条例の制定について、問題が発生してからの制定ではなく、発生した場合は条例に基づく対応、特に現況のマスコミ対応については毅然とした対応が求められる。そこには、ハラスメントのないオープンで信頼される議会の実現がある。 ○議会におけるハラスメントの対応は議長が負うこととなり、正確性、迅速性などが求められるのであり、問題解決には第三者委員会の設置は必要不可欠であり、議会の信用に関わるものである。 ○議会と職員間のコミュニケーションの中に、議員にはハラスメント意識がないが、ハラスメントとなることもあり、未然防止の研修などによる意識向上が必要である。

	<p>○条例制定により議員・職員・市民の間において、健全で円滑な議会運営を確保し、ハラスメントのないよい人間関係の構築が図れと考える。</p> <p>○現状、亀岡市政治倫理条例にて、市民の信頼性に値する倫理性を自覚し、自ら進んでその高潔性を明確にすることなどが明記されているが、より具体的にハラスメント防止を規定する文言は無いため、まずは条例制定の可否に向けて検討すべきだと考える。</p> <p>○個人的には、視察を受け自分の無知によりハラスメントの加害者になりうることもあり得ることから、条例制定に対して必要性を実感した。特に研修の実施を定義することで防止の実効性が高められると思う。一方、被害者の申し出の相談窓口は、垣根を低くすることとしながらもプライバシーに充分十分配慮された体制整備が必要と考える。</p> <p>○議会・・・条例ではあるが、議会に対する市民や外部からのカスタマーハラスメントなどは対象とせず、議員のハラスメントなどは対象とせず、議員間または議員と職員との間において生じたハラスメントについて適用するとしているところが特徴である。</p> <p>○創設の経緯として、近隣自治体での事象発生の際に検討をされたようである。具体的な事例をもとにされたのではなく、条例制定後の現在まで、該当する事例がないので、どのように機能するのかは未知数であるが、研修の充実、事例発生時のシミュレーションなどを今後もしっかりと行っていかれるのだろうと思う。</p> <p>○令和3年6月に「政治分野における男女共同参画の推進に関する法律」が改正され、市議会におけるハラスメント防止に関して施策の強化が求められ、全国市議会議長会からハラスメント防止研修に取り組むよう通知が発出されたと説明があった。条例及び施行規定制定までの流れについても大変参考になった。</p> <p>○通算、10数回もの会議と視察等を重ねられ、慎重に議論され、条例化されたことが伺えた。昨今にハラスメントについてはその程度であったり、ハラスメントそのものの定義が曖昧な部分があるがために、逆に条例そのものが需要ではないかと感じている。その意味では、第三者委員会をはっきりと定義したこの条例には意義があると考え。また、条例制定により抑止効果や、議会や理事者だけではなく、広く社会に対するアピールにもなり、その意識効果もあるのではないかと感じた。</p> <p>○ハラスメント防止条例の制定の経緯として、全国で議員によるハラスメントの事例が発生し問題となっており、三豊市の近隣</p>
--	---

行政視察調査シート

	<p>議会でも同様の問題が起こるなど、市議会として、各議員がハラスメントに対する意識の向上を図る必要もあり制定された。本市においては、ハラスメントの事例はないが意識の向上を図ることが重要と捉えた。</p>
<p>委員意見等</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○本市においてもハラスメント防止に向けた条例制定は進めるべきであるが、内容が大変デリケートであるため慎重かつ丁寧に議論を深めたいと考える。まずはハラスメントに関する有識者の指導のもと、早期に我々議員の研修を行うべきである。 ○条例制定に当たっては、今回の視察先である三豊市議会において行われた経過などを大いに参考として、条例制定に向けて議論を深めたいと考える。今回の視察を通して三豊市議会とは今後も交流を深めたいと考える。 ○全国的なハラスメント事案が発生していることもあり、本市議会においても、いち早く研修を実施し、全議員がハラスメントに関して強く認識した上で議員間、議員と職員間におけるハラスメント意識を今一度深く考える状況をつくりだし、条例制定に向けて取組を推し進めるべきであると考えている。 ○市民の負託を受けた議員は、議会に関わる全ての人の尊厳と人権を守らなければならない。そのためには、常に襟を正し、自身の言動に責任を負う。もしかしたら、意識しないところで、ハラスメントに該当する言動があったかも知れない。ハラスメント防止条例は必要であり、ハラスメント防止研修・啓発も効果があるものと考えている。 ○相談体制の確立もポイントであると考えている。取組を実施するにあたっては、相談窓口・相談員の設置など相談しやすい環境づくりも必要である。 ○議員と職員に限らず、ハラスメントを防止するためには、相手を尊重したフラットな人間関係の構築が必要ではないかと考える。 ○視察先では、ハラスメントに起因する事例がないとのことであり、よいタイミングで条例を制定されたと思う。 ○事前にハラスメント条例を制定され、明確に日頃の所作に現れなくても、議員間でハラスメントに対する意識の向上に寄与していると考えている。 ○事前に第三者委員会を設置することが課題と考える。 ○普段の議会活動の中で、まだまだ、古い慣習のような感覚で発言してしまうことがあると聞いたし、オレを狙い撃ちするのかなど声も上がったと聞く。条例の制定と同時に、議長や委員長を中心に、自戒していく気風はどこの議会でも必要なのだと思う。

行政視察調査シート

<p>○議会活性化に向けて努力されている様子と意欲が感じられた。議会活性化・議会改革で本市を参考にしたいということで、調査項目以外にも意見交換を行うことができた。短い時間で限りはあるが、そのような視察はとて双方にとって有意義であると感じられた。</p> <p>○亀岡市では、亀岡市職員のハラスメント防止等に関する要綱と亀岡市立学校ハラスメントの防止等に関する要綱は作成されているが、議員によるハラスメントの条例はなく、そのような事象はあってはならないことであり、早急に作成すべきと考える。</p> <p>○内容について、本市議会でも議論する場を持ち、条例化していけばよいと考えている。ただし、ハラスメントそのものの定義や、その事象をどう扱うかなど、ポイントはほぼ似かよってくることなどを考えると、先進議会の条例をもとに、数回の会議で、条例の原案は作れるのではないかと私は考えている。あとは、現実的に第三者委員会の構成をどうするのか、受け手はあるのか、訴えをどこが受けるかなどの具体例を考えればよいのではないか。</p> <p>○まずは、ハラスメントに関する研修から取り組みたい。ハラスメント防止条例は、議員と議員、議員と職員、議員と市民の関係性について考え制定していけばよいのではないかと考える。視察先が本条例を制定した意図として、ハラスメントに対する意識向上が目的だと思う。</p>
--